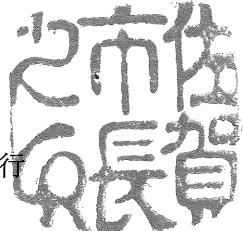


## 諮詢書

佐市富總第67号  
平成24年10月24日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、  
下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

### 記

#### 1. 質問事項

監視カメラ設置事業における、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供を行うことの可否について

#### 2. 質問理由

防犯を目的とし、犯罪が起こったときの証拠として告発を行う場合を想定し、監視カメラの設置をしている。

#### 3. 所管課

管財課

#### 4. 設置時期

富士支所庁舎玄関ロビー

平成21年6月1日

#### 5. 監視カメラの概要

##### (1) 設置場所及び設置台数

- 富士支所庁舎正面玄関に監視カメラ1台を設置する。
- 富士支所総務課内にモニター1台及び記録装置1台を設置する。

##### (2) 撮影する画像及び保存方法

- 撮影データの保存は専用のハードディスク（以下「ハードディスク」という。）に7日間保存を行う。以降は新しいデータを上書きすることで、古いデータを

完全消去する。

(3) 掲示

- ・カメラ設置場所に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

(4) 鍵の管理

- ・ハードディスクは、富士支所総務課内の施錠できるラックに設置しており、閉庁時には庁舎全体の機械警備を行う。

6. 記録データの取り扱い

- ・記録データの取り扱いは、監視カメラ管理者及び取扱者が行う。

7. 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合などが考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

◎富士支所庁舎監視カメラ写真

○監視カメラ設置場所



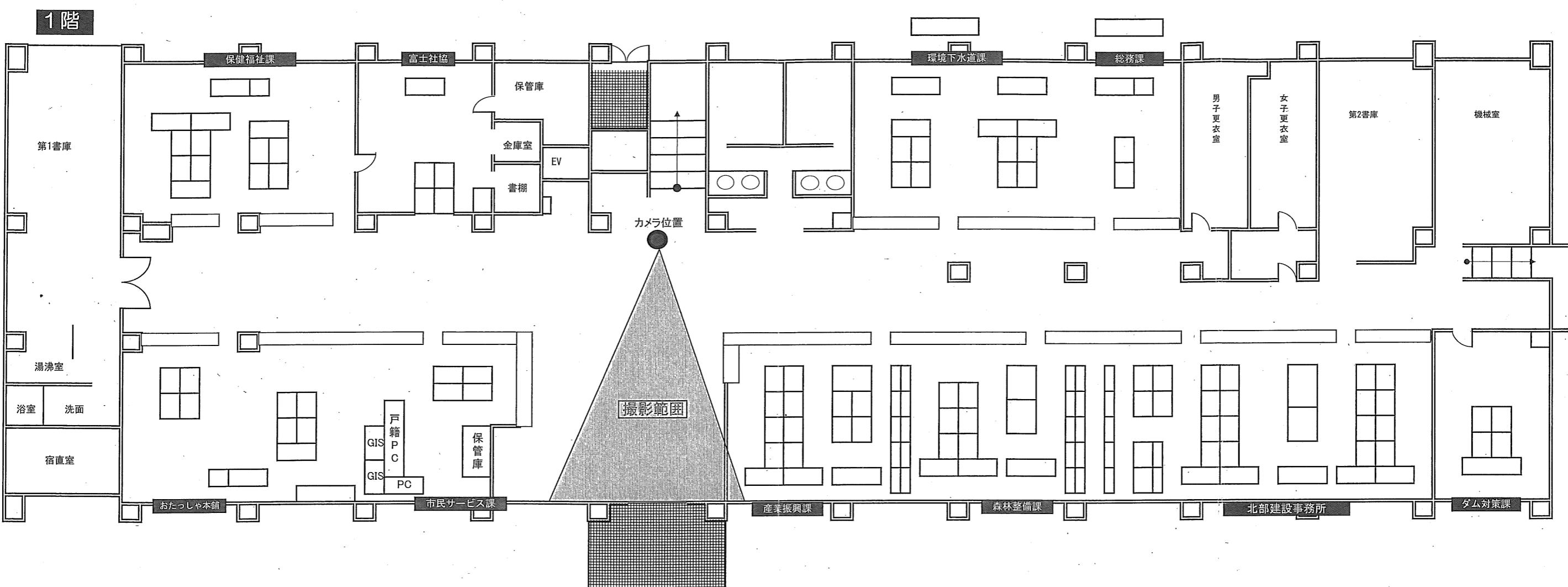
○監視カメラ近景



○監視カメラ作動表示



富士町支所庁舎 平面図



## 富士支所庁舎監視カメラ運用基準

### (目的)

第1条 この運用基準は、富士支所庁舎内における防犯を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

### (監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、富士支所庁舎玄関ロビーに設置する。

### (監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、富士支所総務課長とする。
- 3 取扱者は、富士支所総務課職員の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び画像データの適正な取り扱いに努めなければならない。

### (画像データの取り扱い)

第4条 画像データは、富士支所総務課内に設置している録画装置に、24時間連続で7日間分記録する。

- 2 画像データは録画装置に7日間分保存し、以降は新しい画像データを上書き保存することで古いデータを完全消去する。
- 3 第2項における画像データの保存、録画装置の操作は管理者又は取扱者が行う。
- 4 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

### (画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外のものに貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

### (委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

### 附則

この基準は平成24年10月19日から実施する。